

(参考1) 石綿健康被害救済基金への拠出額及び支給額の推移<sup>※1</sup>

単位：億円

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
拠出額 <sup>※2</sup>	386	-7	86	85	104	107	97	95
支給額	0	56	27	37	47	28	29	35
収支	+386	-63	+59	+49	+57	+79	+67	+60
基金残高 (年度末時点)	386	323	382	430	488	566	633	693

※1 数字はいずれも、基金の運用のための事務費を除いたもの。

※2 国、都道府県、事業主からの拠出のほかに、基金の一時的な取り崩し・組み入れ、運用益及び併給調整に伴う返還金が含まれる。

※3 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

## (参考2) 関連法令の抜粋

石綿による健康被害の救済に関する法律（抄）

（平成十八年二月十日法律第四号）

（交付金等）

第三十二条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を含む。次項を除き、以下同じ。）に充てるための資金を交付することができる。

2 地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用に充てるための資金を拠出することができる。

（一般拠出金の徴収及び納付義務）

第三十五条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主（徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。）から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

2 労災保険適用事業主は、一般拠出金を納付する義務を負う。

（一般拠出金の額）

第三十七条 第三十五条第一項の規定により労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金（以下「一般拠出金」という。）の額は、徴収法第十条第二項第一号の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額に一般拠出金率を乗じて得た額とする。

2 前項の一般拠出金率は、救済給付の支給に要する費用の予想額、第三十二条第一項の規定による交付金及び同条第二項の規定による拠出金があるときはそれらの額並びに指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が厚生労働大臣及び事業所管大臣と協議して定める。

3 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（抄）

（平成十八年三月十日政令第三十七号）

（一般拠出金率の算定方法）

第十一条 法第三十七条第一項の一般拠出金率は、次に掲げる事項を基礎として定めるものとする。

- 一 救済給付（法第三条の救済給付をいう。）の支給に要する費用の予想額、法第三十二条第一項の規定による交付金及び同条第二項の規定による拠出金があるときはそれらの額並びに指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して算定した一般拠出金及び特別拠出金の額として必要であると見込まれる金額の総額（以下「事業主の負担総額」という。）から法第四十七条第一項の規定により徴収される特別拠出金の総額の見込額を控除した額
- 二 平成十七年度における全国の労災保険適用事業主（法第三十五条第一項の労災保険適用事業主をいう。）がその事業に使用するすべての労働者に支払われた賃金の総額として推計した額